

実地指導で見受けられた事例（地域密着型サービス、居宅介護支援）

加古川市福祉部高齢者・地域福祉課法人指導係

サービス種別	区分	項目	指摘内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	運営に関する基準	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を確認できない利用者が見受けられた。定期巡回・随時対応型訪問介護サービスは定期巡回・随時対応型訪問介護計画に基づいて提供されることから、原則としてサービス提供前に定期巡回・随時対応型訪問介護計画を作成し、利用者に説明し、同意を得ること。
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成するにあたり、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行ったアセスメントの結果を踏まえること。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成にあたり、その内容を利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ることとし、その説明を行った日時について記録すること。 また、当該計画を利用者又はその家族に交付すること。
		勤務体制の確保	定期巡回・随時対応型訪問介護サービスの内容が変更になる場合は、原則としてサービス提供前に定期巡回・随時対応型訪問看護計画を作成し、利用者に説明し、同意を得ること。 従業員の勤務表を作成するにあたり日々の勤務時間、職務の内容、兼務関係を明確にすること。
		地域との連携	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護サービスを提供するだけでなく、当該建物に居住する利用者以外の者に対してサービスの提供を行うこと。

実地指導で見受けられた事例（地域密着型サービス、居宅介護支援）

加古川市福祉部高齢者・地域福祉課法人指導係

サービス種別	区分	項目	指摘内容
地域密着型通所介護	人員及び設備に関する基準	従業者の員数	生活相談員の配置が人員基準を満たしていなかった。生活相談員について、資格を有する者を配置するとともに、特定の職員が有給休暇等を取得した場合においては、代替の職員を配置するなど、人員基準を下回ることのないよう取り扱うこと。
		受給資格の確認	サービスを提供するにあたり、被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめること。
	運営に関する基準	指定地域密着型通所介護の具体的な取扱方針	具体的なサービス提供内容、日課、標準的な所要時間等を記載した通所介護計画に基づき指定通所介護サービスを提供すること。
		地域密着型通所介護計画の作成	地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、これに基づき、援助の方向性や目標を明らかにし、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにすること。
			地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。
			利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。
		勤務体制の確保	同法人内で複数の事業所に勤務している職員について、当事業所の勤務形態一覧表に介護職員として記載されていなかった。適正に記載すること。
		非常災害対策	非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等を行うこと。
		衛生管理	事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないよう感染症対応マニュアルの作成等、必要な措置を講ずること。
		掲示	運営規程の概要及び重要事項を事業所内に掲示すること。
		秘密保持	当該事業所の従業者に対し、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。
		地域との連携	運営推進会議が規定の回数以上開催されていない。運営推進会議を開催し、おおむね6月に1回以上、活動状況の報告を行い必要な要望等を聴く機会を設けること。
		会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。
		記録の整備	利用者の送迎について、その他諸記録と同様に記録及び保存すること。
			運営規程にサービス提供記録の保存年限が完結の日から2年と規定されていた。加古川市の規則に従い、5年間に修正すること。
	個別機能訓練について、初回の居宅訪問記録を確認したものの、個別機能訓練加算Ⅰの算定要件である、3月ごとに1回以上の利用者宅の訪問が実施されていない利用者を確認した。 個別機能訓練計画は、「3月ごとに1回以上」、「利用者の居宅を訪問した上で、」「当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行う」ことが要件である。このことを踏まえ、3月ごとに1回以上行う居宅訪問について、その結果を評価し記録すること。 当該要件が確認できないものについては、過誤申立の手続きを行うこと。 個別機能訓練計画で位置づけられている訓練について、省略することなく提供した機能訓練等の実施時間及び訓練内容の記録を行うこと。		

実地指導で見受けられた事例（地域密着型サービス、居宅介護支援）

加古川市福祉部高齢者・地域福祉課法人指導係

サービス種別	区分	項目	指摘内容
	報酬	個別送迎体制強化加算	個別送迎体制強化加算について、送迎を実施する職員のうち1名は看護職員であることが要件であるが、看護職員が実施していないものがあった。サービス提供記録を自主精査し、その結果を報告するとともに看護職員による送迎が確認できないものについては過誤手続きをとること。
		送迎未実施減算	家族による送迎のため、事業所が送迎を行っていない利用者について、送迎未実施減算がなされていない。請求に誤りがあるものについては、過誤申立の手続きを行うこと。
		入浴介助加算	入浴を実施していないにもかかわらず、入浴介助加算が請求されている利用者が見受けられた。当日、事業所では外出を行うレクリエーションを実施していたため、同様の状況がないか、他の利用者の記録を自主精査し、請求に誤りがあるものについては、過誤申立の手続きを行うこと。

実地指導で見受けられた事例（地域密着型サービス、居宅介護支援）

加古川市福祉部高齢者・地域福祉課法人指導係

サービス種別	区分	項目	指摘内容
認知症対応型通所介護	人員及び設備に関する基準	従業者の員数	生活相談員の勤務時間数が基準を満たしていない日が見受けられた。適正に配置すること。
		運営規程	運営規程に「事故発生時の対応方法」、「苦情対応及び相談体制」の規定を追加すること。
	運営に関する基準	非常災害対策	非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等を行うこと。
		報酬	個別機能訓練加算について、機能訓練指導員が不在の日に算定されていた事例が見受けられた。記録を自主精査し、その結果を報告するとともに当該内容が確認できないものについては、過誤申立の手続きをとること。

実地指導で見受けられた事例（地域密着型サービス、居宅介護支援）

加古川市福祉部高齢者・地域福祉課法人指導係

サービス種別	区分	項目	指摘内容
小規模多機能型居宅介護	運営に関する基準	指定小規模多機能型居宅介護の 具体的取扱方針	身体拘束解除時期到来時に、やむを得ず身体拘束の継続が必要と評価された場合は、改めてその具体的な評価結果を身体拘束廃止委員会議事録等に記録するとともに、その検討内容を記載した身体拘束同意書を利用者又は家族等に説明し同意を得ること。
		居宅サービス計画の作成	訪問看護等医療サービスを計画した利用者の居宅サービス計画について、当該居宅サービス計画が主治の医師等に交付されていない 居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス担当者会議の開催されていない利用者が見受けられた。 適切なケアマネジメントの流れをふまえ、居宅サービス計画を作成すること。
		運営規程	運営規程に個人情報取扱の規定を追加すること。
			運営規程に「事故発生時の対応方法」及び「苦情対応及び相談体制」の規定を追加すること。
		協力医療機関	夜間における緊急時の対応等のための協力医療機関として、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等とバックアップ体制を整えること。
		事故発生時の対応	利用者の事故発生事案について、加古川市へ事故報告書の提出がなかった。利用者に医療機関を受診するような事故があった場合には、市介護保険課へ事故報告書を提出すること。
	報酬	小規模多機能型居宅介護費	小規模多機能型居宅介護費については、登録している期間1月につき所定単位数を算定する。また、月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間に対応した単位数を1日につき算定することとなっている。本来であれば登録している期間1月につき所定単位数を算定すべき利用者について、適正な算定が行われていないものが見受けられた。 記録を自主精査し、その結果を報告するとともに請求に誤りがあるものについては、過誤申立の手続きを行うこと。
		初期加算	初期加算は、利用者が事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について算定するものであるが、31日分算定しているものが見受けられた。当該加算については、過誤申立の手続きをとること。

実地指導で見受けられた事例（地域密着型サービス、居宅介護支援）

加古川市福祉部高齢者・地域福祉課法人指導係

サービス種別	区分	項目	指摘内容
看護小規模多機能型居宅介護	報酬	特別管理加算	特別管理加算Ⅰを算定している利用者に関して、算定要件である「特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態」を確認するための書類がない事例が見受けられた。記録を自主精査し、その結果を報告するとともに当該内容が確認できないものについては、過誤申立の手続きをとること。

実地指導で見受けられた事例（地域密着型サービス、居宅介護支援）

加古川市福祉部高齢者・地域福祉課法人指導係

サービス種別	区分	項目	指摘内容
認知症対応型共同生活介護	運営に関する基準	サービス提供の記録	利用者の被保険者証に入居の年月日、入居している当該共同生活住居の名称を記載すること。
		認知症対応型共同生活介護計画の作成	サービス提供にあたり、作成した認知症対応型共同生活介護計画の内容を利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ること。なお、当該計画書は利用者又はその家族に交付すること。
		運営規程	運営規程に「入居一時金の取り扱いについて」の規定を追加すること。
	報酬	医療連携体制加算	医療連携体制加算（I）を算定する場合は、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容を説明し、同意を得ることとなっているが、当該指針について、同意を得ていないものが見受けられた。ついては、説明を行っていない者に対し、当該指針について説明し、同意を得ること。
		口腔衛生管理体制加算	口腔衛生管理体制加算の算定要件のひとつである、「入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画」が確認できなかった。口腔衛生管理体制加算を算定するにあたっては、事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画を作成すること。なお、当該加算を請求したものについて自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤申立の手続きを行うこと。

実地指導で見受けられた事例（地域密着型サービス、居宅介護支援）

加古川市福祉部高齢者・地域福祉課法人指導係

サービス種別	区分	項目	指摘内容
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	報酬	口腔衛生管理加算	口腔衛生管理に関する実施記録に、「当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容」を記載すること。

実地指導で見受けられた事例（地域密着型サービス、居宅介護支援）

加古川市福祉部高齢者・地域福祉課法人指導係

サービス種別	区分	項目	指摘内容
居宅介護支援	運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき、文書を交付し十分に説明を行うこと。
		指定居宅介護支援の具体的取扱方針	訪問看護等医療サービスを計画した利用者の居宅サービス計画について、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付されていない。以後居宅サービス計画を主治の医師等に交付し、円滑な連携に努めること。
		勤務体制の確保	当該事業所の職員の勤務した一部の実績が勤務形態一覧表に記載されていない。適正に記載すること。
		掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
		秘密保持	当該事業所の従業者に対し、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
		会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。
		記録の整備	運営規程の（記録の整備）について、市規則に基づき、諸記録の保存期間を完結の日から5年間と修正すること。
	変更の届出等	届出	指定に係る事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を市に届け出ること。
	報酬	入院時情報連携加算	入院時情報連携加算を請求している利用者について、入院先の医療機関に対し情報提供を行ったことが確認できないものが見受けられた。入院先の医療機関に対し提供した内容が分かるものを保存すること。 なお、記録を自主精査し、その結果を報告するとともに当該内容が確認できないものについては、過誤申立の手続きをとること。

※平成30年度、令和元年度の実績を掲載しています。